商品説明書

定期性総合口座

※この「商品説明書」は、定期性総合口座の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「定期性総合口座規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおりに維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	定期性総合口座
2. ご利用いただける方	個人のお客様(お1人様1口座となります。)
·	
3. 対象預金	・普通預金:普通預金(有利息)、無利息型普通預金 ・空期預念・期口投空空期預念 自由公利刑空期預念 (M 刑) 亦動公利空期預念
	・定期預金:期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、変動金利定期預金、
	据置期間後解約自由定期預金
	• 定期積金
	・積立定期預金
4. 預入期間	
5. 預入	
(1)預入方法	
(2)預入金額	
(3)預入単位	
6. 払戻方法	→ 各お取引につきましては、各預金の商品説明書をご覧ください。
7. 利息	
(1)適用利率	
(2)利払方法	
(3)計算方式	
(4)税金	J
8. 手数料	キャッシュカードによるお預け入れ・お支払い等の際に、当組合およびオンライン提携金
	融機関等の所定の利用手数料を定めているときは、キャッシュカード規定に定める手数料
	をいただくことがございます。
9. 中途解約時の取扱い	・各預金の商品説明書をご覧ください。
	・貸越が発生している場合は、貸越金額を清算後、払い戻しをいたします。
10. 自動借入れ(当座貸越)	・普通預金の残高を超えて払い戻しまたは各種の自動振替の請求があった場合には、不足
	額が自動的に借入れ(当座貸越)となります。
	・貸越残高のある普通預金に入金があった場合には、自動的に借入れ(当座貸越)の返済
	となります。
(1) 貸越極度額	担保定期預金の合計額の90%、または300万円のいずれか少ない金額。
(2)貸越利率	・担保定期性預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率
	・貸越利率が異なる複数の担保定期性預金がある場合は、借入れ(当座貸越)は貸越利率
	の低いものから順に適用し、借入れ(当座貸越)の返済は貸越利率の高いものから順に
	適用します。
(3)貸越利息の計算方法	当座貸越の毎日の最終残高につき付利単位を1円とし1年を365日とする日割り計算。
(4)貸越利息の徴求方法	毎年3月と9月の第2日曜日の翌日に、総合口座の普通預金口座から引き落し、または貸
(1)貝圏門心の以外の分伝	世代 3月 2 9月 2 日曜日 2 立日 に、松日日 座の 自 通頂 並 1 座 か 5 月 2 谷 し、よ た は 真 越 残 高 に 組 み 入 れ ま す 。
	※担保預金の残高がゼロになった場合、または総合口座の解約時には、その時点でお支払
(F) 7.00 hb	いただきます。 貸越利息の徴求によって、貸越極度を超えた場合など一定の事由が生じたときは、担保預
(5) その他	貝越州忌の闽水によつ (、) 貞越極度を超えに場合など一定の事田か生したときは、担保損

		金との相殺や貸越取引の中止等をさせていただく場合がございます。
1 1	1. 付加できる特約事項	
	(1) マル優	マル優制度の条件を満たす個人のお客様はご利用いただけます。
	(2) 普通預金(有利息)	・別途お届出により、「普通預金(有利息)から無利息型普通預金への切替え」、「無利息
	と無利息型普通預金との	型普通預金から普通預金(有利息)への切替え」ができます。
	切替え	・切替えを行った場合でも、口座番号は変わりません。
12. その他参考となる事項		
	(1) キャッシュカード	・ご要望のお客様にはキャッシュカードを発行いたします。
		・キャッシュカードはデビットカードとしてご利用いただくことができます。
	(2) 通帳	・通帳を発行いたします。
		・通帳にご記帳いただいていない明細が、毎月17日時点で120件を超過し翌月7日ま
		でに未記帳が解消されていない場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただ
		きます。
	(3)預金保険制度	本商品は預金保険制度の対象です。(預金保険制度により保護される他の預金と合算して、
		預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
		詳しくは、各営業店へお問い合わせください。
13. 苦情処理措置		・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室(総務課)
		にお申し出ください。
		【お客様相談室(総務課)】
		受付日:月曜日~金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
		受付時間:午前9時~午後5時
		電 話:045-641-2904
		所 在 地:〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2
		なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
		ホームページアドレス <u>https://www.shikashin.co.jp</u>
		・紛争解決措置
		東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
14. 紛争解決措置		第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)
		で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客
		様相談室(総務課) またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記
		弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。
		【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
		受付日:月曜日〜金曜日(祝日および協会の休業日は除く)
		受付時間:午前9時~午後5時
		電 話:03-3567-2456 所在地:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
		かりに 地・「104 0031 米京都十天区京橋1 9 3 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、
		東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセス
		に便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
		例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解
		決センターで手続を進めることができます。
		横浜弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
		※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。
		具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。